



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年4月1日金曜日 第295号

◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	(人事課) ...	267
愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....	(") ...	271
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	(保健福祉課) ...	273
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則.....	(畜産課) ...	274

告 示

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書の廃止.....	(県民生活課) ...	281
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	281
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	281
保安林予定森林.....	(") ...	281
保安林の指定の解除.....	(") ...	281
解除予定保安林.....	(") ...	281
漁業の免許.....	(水産課) ...	282
コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲.....	(") ...	282
県営住宅の家賃の収納事務の委託.....	(建築住宅課) ...	282
県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場の使用料の収納事務の委託.....	(") ...	282
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	282
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(") ...	285
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	286
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	286
道路の区域変更(一般国道379号).....	(中予地方局管理課) ...	286
道路の区域変更(県道大平砥部線).....	(") ...	286
道路の区域変更(県道砥部伊予松山線).....	(") ...	287
道路の供用開始(").....	(") ...	287
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	287
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	(中予地方局久万土木事務所) ...	288
道路の供用開始(").....	(") ...	288
道路の供用開始(県道猪伏西谷線).....	(") ...	288
指定道路の変更.....	(南予地方局建築指導課) ...	288
道路の区域変更(県道肱川公園線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	288
道路の供用開始(").....	(") ...	289

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	(人事課) ...	289
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(") ...	290
愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	(") ...	314
愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(") ...	317
組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....	(") ...	319
愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令.....	(") ...	324
愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....	(人事課職員厚生室) ...	324

公 告

愛媛県次期給与システム用サーバ機器等一式の借入れ.....	(人事課) ...	325
新建設事業総合管理システム要件整理・基本設計委託業務.....	(行革分権課行政管理室) ...	326

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	(教育総務課) ...	327
--------------------------------	-------------	-----

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	328
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	(") ...	329

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 331

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課) ... 334

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... (水産課) ... 338

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第21号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(局及び課)		(局及び課)	
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。	
省略		省略	
保健福祉部	省略	保健福祉部	省略
生きがい推進局	子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、 <u>ねんりんピック推進課</u>	生きがい推進局	子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課
省略		省略	
(室)		(室)	
第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。		第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。	
省略		省略	
行革分権課	省略	行革分権課	省略
地域政策課	<u>交通政策室</u>		
省略		省略	
		地域スポーツ課	<u>オリパラ推進室</u>
省略		省略	
		長寿介護課	<u>ねんりんピック推進室</u>
省略		省略	
(総務部各課の所掌事務)		(総務部各課の所掌事務)	
第7条 省略		第7条 省略	
2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、 <u>第6号、第7号、第9号及び第10号</u> の事務は、職員厚生室が所掌する。		2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、 <u>第7号、第8号、第10号及び第11号</u> の事務は、職員厚生室が所掌する。	
(1)・(2) 省略		(1)・(2) 省略	
(3) 事務事業の進行管理及び <u>効果測定</u> に関すること。		(3) 事務事業の進行管理 <u>_____</u> に関すること。	
		(4) 事務事業の管理改善及び <u>効果測定</u> に関すること。	

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

3～5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第11号から第13号までの事務は、行政管理室が所掌する。

- (1)～(9) 省略
- (10) 事務事業の改善に関すること。
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 省略

2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第9号までの事務は、交通政策室が所掌する。

- (1)～(9) 省略

3 企画統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 統計データの分析及び利活用に関すること。
- (4) 省略

4～7 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(4) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

2～6 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～7 省略

8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

3～5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第10号から第12号までの事務は、行政管理室が所掌する。

- (1)～(9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 省略

2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) 省略

3 企画統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略

4～7 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第5号の事務は、オリパラ推進室が所掌する。

- (1)～(4) 省略
- (5) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

2～6 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～7 省略

8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号の事務は、ねんりんピック推進室が所掌する。

- (1) 省略
- (2) 第35回全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催準備に関すること。
- (3) 省略
- (4) 省略

(15) 省略

(16) 省略

4 省略

第4節 その他の機関

(研修所)

第75条 愛媛県職員の資質の向上を図るため、松山市に、愛媛県研修所（以下「研修所」という。）を設置する。

2 研修所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修計画の策定及びその実施に関すること。
- (2) 研修を受けるために入所する職員の入所、退所その他サービスの取扱いに関すること。
- (3) 研修のために必要な資料の作成に関すること。
- (4) 研修技法の開発等の調査研究に関すること。
- (5) 職員の政策形成能力の向上に係る研修の企画に関すること。
- (6) 職員の自主的研究活動の育成及び指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、研修に関すること。

3 研修所に研修課を置く。

4 研修所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 担当係長
- (5) 主事
- (6) その他の職員

5 研修所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 専門員
- (3) 主任

第76条 省略

第77条 省略

(14) 省略

(15) 省略

4 省略

第4節 その他の機関

第75条 省略

第75条の2 省略

(研修所)

第76条 愛媛県職員の資質の向上を図るため、松山市に、愛媛県研修所（以下「研修所」という。）を設置する。

2 研修所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修計画の策定及びその実施に関すること。
- (2) 研修を受けるために入所する職員の入所、退所その他サービスの取扱いに関すること。
- (3) 研修のために必要な資料の作成に関すること。
- (4) 研修技法の開発等の調査研究に関すること。
- (5) 職員の政策形成能力の向上に係る研修の企画に関すること。
- (6) 職員の自主的研究活動の育成及び指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、研修に関すること。

3 研修所に研修課を置く。

4 研修所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 担当係長
- (5) 主事
- (6) その他の職員

5 研修所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 専門員

別表第1（第5条関係）

課	係
省略	
企画統計課	統計分析係、人口統計係、経済統計係、生活統計係、統計普及係
省略	

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
総務管理課	地方局 _____、研修所
総合政策課	東京事務所
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部及び支局	課	係	
東予地方局	省略		
	農林水産振興部	省略	
		今治支局	省略
			省略
	省略		
省略			

別表第5（第23条の4関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
省略		

(3) 主任

第77条 削除

別表第1（第5条関係）

課	係
省略	
企画統計課	人口統計係、統計分析係、経済統計係、生活統計係、統計普及係
省略	

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
総務管理課	地方局、東京事務所、研修所
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部及び支局	課	係	
東予地方局	省略		
	農林水産振興部	省略	
		今治支局	省略
			森林林業課
		省略	
省略			

別表第5（第23条の4関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
	上島架橋建設課	上島架橋係
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(職の設置)

(職の設置)

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。

区分		職
知事の事務部局	本庁	部長、営業本部長、 <u>営業統括部長</u> 、防災安全統括部長、特命担当部長、 <u>秘書広報統括監</u> 、局長、部付、営業副本部長_____、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、えひめ愛・野球博推進監、 <u>サイクリング誘客推進監</u> 、危機管理監、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、 <u>主席工事検査専門員</u> 、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、 <u>廃棄物監視指導官</u> 、 <u>検査班長</u> 、 <u>工事検査専門員</u> 、 <u>換地指導専門員</u> 、 <u>用地補償審査専門員</u> 、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、 <u>危機管理調整監</u> 、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調整幹、専門員、 <u>用地補償審査専門員</u> 、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		

区分		職
知事の事務部局	本庁	部長、営業本部長_____、防災安全統括部長、特命担当部長_____、局長、部付、営業副本部長、 <u>秘書広報統括監</u> 、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、えひめ愛・野球博推進監、 <u>サイクリング普及調整監</u> 、危機管理監、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、 <u>主席工事検査専門員</u> 、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、 <u>廃棄物監視指導官</u> 、 <u>検査班長</u> 、 <u>工事検査専門員</u> 、 <u>換地指導専門員</u> 、 <u>用地補償審査専門員</u> 、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長_____、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調整幹、専門員、 <u>用地補償審査専門員</u> 、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第23号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)～(1)の17</p> <p>(1)の18 法第21条の5の27第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)の18の2 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)の18の3 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)の19 省略</p> <p>(1)の20 法第21条の5の28第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する勧告に関すること_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)の21 法第21条の5の28第2項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第2項の規定による勧告に従わない旨の公表に関すること_____</p>	<p>(委任)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)～(1)の17</p> <p>(1)の18 法第21条の5の27第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（<u>2以上の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。</u>）。</p> <p>(1)の18の2 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること（<u>2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。</u>）。</p> <p>(1)の18の3 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること（<u>2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。</u>）。</p> <p>(1)の19 省略</p> <p>(1)の20 法第21条の5の28第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する勧告に関すること（<u>2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。</u>）。</p> <p>(1)の21 法第21条の5の28第2項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第2項の規定による勧告に従わない旨の公表に関すること（<u>2以上の社会福祉施設を設</u></p>

_____。
_____。

(1)の22 法第21条の5の28第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第3項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する措置命令に関すること(_____

_____法第21条の5の28第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第4項の規定による公示を除く。))。

(1)の23~(3)の8 省略

(3)の9 法第24条の39第3項の規定による市町長からの要求の受理に関すること_____。

(3)の10 法第24条の39第4項の規定による市町長への結果の通知に関すること_____。

(3)の11 法第24条の40第5項の規定による違反の内容の市町長に対する通知に関すること_____。

_____。

(4)~(6)の20 省略

(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。))を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。))。

(7)の2~(25) 省略

3 省略

置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。))。

(1)の22 法第21条の5の28第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第3項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する措置命令に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除き、法第21条の5の28第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の40第4項の規定による公示を除く。))。

(1)の23~(3)の8 省略

(3)の9 法第24条の39第3項の規定による市町長からの要求の受理に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。))。

(3)の10 法第24条の39第4項の規定による市町長への結果の通知に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。))。

(3)の11 法第24条の40第5項の規定による違反の内容の市町長に対する通知に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人(知事が所轄庁である者に限る。)に係るものを除く。))。

_____。

(4)~(6)の20 省略

(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設_____を_____を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。))。

(7)の2~(25) 省略

3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第24号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。)、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省令第69号)及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和4年愛媛県条例第15号)に定めるもののほか、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定の申請)

第2条 省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定を受けようとする者は、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令別表第2に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面(以下「図書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定をしたときは、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書(様式第2号)に前項の申請書の副本及び当該副本に添付された図書等を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定をしないときは、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書(様式第

3号)に第1項の申請書の副本及び当該副本に添付された図書等を添えて、申請者に通知するものとする。

(認定畜舎等の利用の状況の報告の日)

第3条 省令第91条の規定により知事が定める日は、畜舎建築利用計画が認定された日の属する年度の翌年度から起算して5年目ごとの各年度の4月末日とする。

(畜舎等の建築等又は利用の取りやめの申出)

第4条 認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、遅滞なく取りやめ申出書(様式第4号)に、当該認定畜舎等について法、省令及びこの規則の規定に基づき交付を受けた認定及び認可に係る通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第5条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、畜舎等の所在地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書

畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 連絡先

設計者の概要	資 格	() 建築士 () 登録第 号		
	氏 名			
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	所 在 地			
	連 絡 先			
畜舎等及びその敷地に関する事項	所 在 地			
	防 火 地 域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
	その他の区域、地域、地区又は街区			
	道 路	幅 員	m	
		敷地に接している部分の長さ	m	
	敷 地 面 積	m ²		
	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率			
	敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値			
	畜舎等の種類	<input type="checkbox"/> 飼養施設 <input type="checkbox"/> 搾乳施設 <input type="checkbox"/> 集乳施設 <input type="checkbox"/> 堆肥舎		
	工 事 種 類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替		
	建 築 面 積	申請部分	申請以外の部分	合 計
		m ²	m ²	m ²
建 蔽 率				
床 面 積	申請部分	申請以外の部分	合 計	
	m ²	m ²	m ²	

申請に係る畜舎等の数		同一敷地内の他の畜舎等の数			
工事着手予定年月日		工事完了予定年月日			
備 考					
畜舎等別概要	番号	工 事 種 類	構 造	高 さ	備 考
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替	造 一 部 造 <input type="checkbox"/> A構造畜舎等 <input type="checkbox"/> B構造畜舎等	m	
	用 途 別 床 面 積				
		具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合 計
			m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	
畜舎等別概要	番号	工 事 種 類	構 造	高 さ	備 考
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替	造 一 部 造 <input type="checkbox"/> A構造畜舎等 <input type="checkbox"/> B構造畜舎等	m	
	用 途 別 床 面 積				
		具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合 計
			m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	
畜舎等別概要	番号	工 事 種 類	構 造	高 さ	備 考
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替	造 一 部 造 <input type="checkbox"/> A構造畜舎等 <input type="checkbox"/> B構造畜舎等	m	
	用 途 別 床 面 積				
		具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合 計
			m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 のある欄は、該当するの中にレ印を付すこと。
- 3 「畜舎等別概要」の欄は、畜舎等ごとにその概要を記載し、「番号」の欄は、畜舎等の数が1のときは「1」と記載し、畜舎等の数が2以上のときは畜舎等ごとに付した通し番号を記載すること。
- 4 次に掲げる図書及び書面を添付すること。
- (1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則別表第2に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
 - (2) その他知事が必要と認める図書及び書面

様式第2号(第2条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書

畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第48条第2項の規定に基づく建築等の認定については、これを認定しましたので、通知します。

記

- 1 認定に係る畜舎等の所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号(第2条関係) 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書

畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第48条第2項の規定に基づく建築等の認定については、次の理由によりこれを認定しないものとします。

不 認 定 の 理 由	
-------------	--

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第4条関係) 取りやめ申出書

取りやめ申出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 申出者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 連絡先

認定畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日	
取りやめの年月日	
取りやめの理由	
取りやめ後の認定畜舎等に対する措置の予定	<input type="checkbox"/> 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第1項の規定に基づく認定申請 <input type="checkbox"/> 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づく認可申請 <input type="checkbox"/> 認定畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについての確認申請 <input type="checkbox"/> 認定畜舎等の使用停止及び保安上の措置の実施(認定畜舎等の除却を除く。) <input type="checkbox"/> 認定畜舎等の除却 <input type="checkbox"/> その他()
備 考	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「取りやめ後の認定畜舎等に対する措置の予定」の欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。
- 3 当該申出に係る認定畜舎等について畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和4年愛媛県規則第24号)の規定に基づき交付を受けた認定及び認可に係る通知書を添付すること。

告 示

○愛媛県告示第350号

不当品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書（昭和47年12月愛媛県告示第1173号）は、廃止する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第351号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
四国中央病院	四国中央市川之江町2233	公立学校共済組合	令和7年3月25日まで

○愛媛県告示第352号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
東温市井内字モリノキ乙496の4、乙496の5
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第353号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西条市小松町大郷字土井ヶ谷乙17の1（次の図に示す部分に限る。）、乙17の2、乙18、乙19の2、乙19の4から乙19の6まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字土井ヶ谷乙17の2・乙18・乙19の2・乙19の5・乙19の6（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、乙17の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町御荘和口847の2（次の図に示す部分に限る。）、876の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第355号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- (1) 解除予定保安林の所在場所
新居浜市種子川山字樋ノ口乙134の1（次の図に示す部分に限る。）、種子川乙360の1・乙360の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
送電変電施設用地とするため
- (2) 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市立川町583の11（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
送電変電施設用地とするため

○愛媛県告示第356号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定に基づき令和4年4月1日次のように区画漁業を免許した。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇区第191号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	令和3年12月28日付け愛媛県告示第1465号のとおり	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

○愛媛県告示第357号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第23号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

- 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第358号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

- 委託した事務の範囲及び内容
県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務
- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○愛媛県告示第359号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

- 委託した事務の範囲及び内容
県営住宅家賃のうち、愛媛県中予地方局管内の県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務
- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
愛媛県営住宅管理グループ
代表者 株式会社第一ビルサービス
構成員 新日本建設株式会社
広島市中区大手町五丁目3番12号
- 委託期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○愛媛県告示第360号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 特定施設に関する事項
(1) Z-4590 ジェットスクラパー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第33号 リ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	排ガス処理量1日当たり4,320ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手8か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 9.0~13.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1 最大 48	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

(2) Z - 4550 局排スクラパー

特定施設の種 類	政令別表第1第33号 リ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	排ガス処理量1日当たり96,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手8か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 9.0~13.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 228 最大 266
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 140
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 35 最大 48

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

(3) Z - 4940 ベンチュリースクラパー

特定施設の種 類	政令別表第1第33号 リ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	排ガス処理量1日当たり10,800ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手8か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~7.0 最大 3.0~7.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 1,200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 60	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

(4) K - 4609 トレイ洗浄機No.3

特定施設の種 類	政令別表第1第33号 ロ 水洗施設	
特定施設の能力	トレイ処理量1日当たり1,700枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手8か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 48 最大 96	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

設置年月日	昭和53年8月31日		
処理施設の種別	沈降分離処理		
処理施設の型式	沈降分離処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	集水槽：縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽：縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり40,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降分離処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12.5 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.04 最大 15.00	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 22,454 最大 29,537	通常 22,454 最大 29,537	

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(2) No.3 総合排水処理施設

設置年月日	昭和49年6月1日		
処理施設の種別	沈降分離処理、中和処理		
処理施設の型式	沈降分離処理、中和処理		
処理施設の構造	土堰堤型式		
処理施設の主要寸法	中和槽：縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル 沈降槽：縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル		
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988	

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~7.5
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	12.5
		最大	20.0
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	15.0	
	最大	50.0	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.0	
	最大	35.0	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.04	
	最大	15.00	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	22,454
		最大	29,537

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~8.0
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	14.0
		最大	20.0
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	33.0	
	最大	50.0	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2.2	
	最大	35.0	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0	
	最大	15.0	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	37,392
		最大	40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第361号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区

新居浜市菊本町一丁目10番1号

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の量及び排出水の汚染状態

5 特定施設に関する事項

No.1 総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	12.8	通常	12.5
		最大	20.0	最大	20.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.1	通常	4.0
	最大	35.0	最大	35.0	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.03	通常	1.04
		最大	15.00	最大	15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	21,464	通常	22,454
		最大	28,547	最大	29,537

備考 処理後、No.1排水口より放流する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.03 最大 15.00	通常 1.03 最大 15.00	通常 1.04 最大 15.00	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 21,464 最大 28,547	通常 21,464 最大 28,547	通常 22,454 最大 29,537	通常 22,454 最大 29,537

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

		変更前		変更後	
汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	12.8	通常	12.5
		最大	20.0	最大	20.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.1	通常	4.0
		最大	35.0	最大	35.0

	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.03	通常	1.04
			最大	15.00	最大
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	21,464	通常	22,454
		最大	28,547	最大	29,537

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821500281	特定非営利活動法人とんとこ	愛媛県東温市松瀬川785番地	高須賀 功	共同生活援助	とんとこの里	愛媛県東温市南方454番地	令和4年4月1日
3813400110	特定非営利活動法人パステルくらぶ	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万324番地	白川京子	短期入所	短期入所 パステルみんなの家	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万324番地	令和4年4月1日
3823400050	特定非営利活動法人パステルくらぶ	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万324番地	白川京子	共同生活援助	パステルみんなの家	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万324番地	令和4年4月1日

○愛媛県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813500026	社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	愛媛県伊予郡松前町大字筒井710番地1	喜安光男	行動援護	松前社協ヘルパーステーションみどり	愛媛県伊予郡松前町大字筒井710番地1	令和4年3月31日

○愛媛県告示第364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一般国道	379号	伊予郡砥部町万年474番から 同町川登3233番2まで	旧	メートル 4.6~14.1 7.0~22.8	キロメートル 1.551 1.614	
			新	4.9~12.3 7.0~22.8	0.314 1.614	

○愛媛県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大平砥部線	伊予郡砥部町大南694番地先から同町大南472番3まで 及び 伊予郡砥部町大南694番地先から同町大南199番地先まで	旧	メートル 93~49.5 5.0~22.0	キロメートル 0.130 0.179	
			新	93~49.5	0.130	

○愛媛県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町大南692番地先から同町大南332番1地先まで	旧	メートル	キロメートル	一部延長
			新	5.0~5.6	0.037	

○愛媛県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町大南692番地先から同町大南332番1地先まで	令和4年4月1日

○愛媛県告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第40号 令和4年3月23日	伊予郡砥部町拾町152番、166番1、166番2、166番3、166番4、166番5、166番6、166番7、166番8、166番9、166番10、166番11、166番12、166番13、166番14、166番15、166番16、166番17、166番18、166番19、166番20、166番21、166番22、166番23、166番24、152番地先里道、166番1地先里道・水路	松山市井門町373番地1 株式会社上浮穴産業

○愛媛県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年4月1日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第41号 令和4年3月23日	伊予郡松前町大字北黒田字石山187番1、187番5、187番6	大阪市中央区今橋二丁目5番8号 株式会社NTT西日本アセット・プランニング

○愛媛県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷6054番1から 同町西谷6064番2まで	旧	メートル 28.1～32.0	キロメートル 0.020	
		上浮穴郡久万高原町西谷6054番1から 同町西谷6064番3まで	新	41.3～54.2	0.020	

○愛媛県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6072番から 同町西谷字中久保6065番1まで	令和4年4月1日

○愛媛県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9466番2から 同町西谷字高野9478番3まで	令和4年4月1日

○愛媛県告示第373号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、指定した指定道路を次のように変更した。
 令和4年4月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 変更年月日

令和4年3月23日

3 指定道路の位置

(1) 変更前 西予市宇和町卯之町一丁目602番1の一部、602番3

の一部、604番の一部、605番1の一部

(2) 変更後 西予市宇和町卯之町一丁目600番11、610番2の一部、610番4の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 変更前

ア 延長 64.61メートル

イ 幅員 6.00メートル

(2) 変更後

ア 延長 82.27メートル

イ 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第374号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林6980番2から 同町予子林6980番2まで	旧	メートル 10.7～18.4	キロメートル 0.054	
		西予市野村町予子林6980番2から 同町予子林6980番2まで	新	13.1～37.5	0.054	
"	"	西予市野村町予子林6446番8から 同町予子林6446番8まで	旧	4.4～6.0	0.014	
		西予市野村町予子林6446番8から 同町予子林6446番8まで	新	6.0～7.4	0.014	

○愛媛県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林6980番2から 同町予子林6980番2まで	令和4年4月1日
		西予市野村町予子林6446番8から 同町予子林6446番8まで	

訓 令

○愛媛県訓令第4号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条の2 省略 （営業統括部長）</p> <p>第3条の3 営業統括部長は、知事の命を受け、営業本部の事務を統括するとともに、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。</p> <p>第3条の4 省略</p> <p>第3条の5 省略 （秘書広報統括監）</p> <p>第3条の6 秘書広報統括監は、知事の命を受け、知事及び副知事の秘書事務並びに広報及び広聴に関する事務の統括に関する業務を行う。 （営業副本部長）</p> <p>第4条の2 営業副本部長は、営業本部長及び営業統括部長を補佐し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。</p>	<p>第3条の2 省略</p> <p>第3条の3 省略</p> <p>第3条の4 省略</p> <p>（営業副本部長）</p> <p>第4条の2 営業副本部長は、営業本部長_____を補佐し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。 （秘書広報統括監）</p> <p>第4条の3 秘書広報統括監は、知事の命を受け、知事及び副知事</p>

(課長等)
第10条 省略
 2 省略
 3 サイクリング誘客推進監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、サイクリングによる交流人口の拡大及び誘客促進に関する業務を行う。
 4～9 省略
 (決裁、専決及び代決)
第35条 省略
 2 部長、局長____、課長(室長を含む。)____
 ____及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決し、又は代決することができる。

の秘書事務並びに広報及び広聴に関する事務の統括に関する業務を行う。
 (課長等)
第10条 省略
 2 省略
 3 サイクリング普及調整監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、自転車新文化の普及及び拡大に関する業務を行う。
 4～9 省略
 (決裁、専決及び代決)
第35条 省略
 2 部長、局長、技術監、課長(室長を含む。)、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決し、又は代決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(用語の意義)		(用語の意義)	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 専決 部長、 <u>営業統括部長</u> 、防災安全統括部長、 <u>秘書広報統括監</u> 、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長並びに出納局の主幹(担当事務に限る。))に限る。以下同じ。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担当事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。		(2) 専決 部長、 <u>営業本部長</u> 、防災安全統括部長____、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長並びに出納局の主幹(担当事務に限る。))に限る。以下同じ。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担当事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。	
(3) 省略		(3) 省略	
(代決者)		(代決者)	
第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。		第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。	
区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の権限に属する	省略		
	営業統括部長	省略	
知事の権限に属する	省略		
	営業本部長	省略	

事務	防災安全統括部長	省略	
	秘書広報統括監	政策企画局長	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分			
		知事	専決者		
			部長	局長	課長 主幹
1~5 省略					
6 組織及び人事管理に関する事務	1~7 省略				
	8 職員 _____の営利企業等の 従事許可等に関する事(地方 公務員法第38条第1項、教育公 務員特例法第17条第1項、第30 条)				
	(1) 部長及びこれに相当する職 にある者に係るもの	—			
	(2) (1)以外のもの	—			
	9 職員 _____の非常勤の消防 団員との兼職の承認に関する事 と(消防団を中核とした地域防 災力の充実強化に関する法律第 10条第1項)。				
	(1) 部長及びこれに相当する職 にある者に係るもの	—			
	(2) (1)以外のもの	—			
	10~19 省略				
7~27 省略					

備考 1 省略

2 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に関
する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規
定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と
あるのは、「営業統括部長」とする。

3 省略

4 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の営利企業
等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の

事務	防災安全統括部長	省略	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分			
		知事	専決者		
			部長	局長	課長 主幹
1~5 省略					
6 組織及び人事管理に関する事務	1~7 省略				
	8 部長及びこれに相当する職に ある者以外の者の営利企業等の 従事許可等に関する事(地方 公務員法第38条第1項、教育公 務員特例法第17条第1項、第30 条)		—		
	9 部長及びこれに相当する職に ある者以外の者の非常勤の消防 団員との兼職の承認に関する事 と(消防団を中核とした地域防 災力の充実強化に関する法律第 10条第1項)。		—		
	10~19 省略				
7~27 省略					

備考 1 省略

2 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に関
する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規
定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と
あるのは、「営業本部長」とする。

3 省略

4 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、
すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の営利企業
等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の

項(2)及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項(2)の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務並びに県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」とする。

(1)～(19) 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (知事, 専決者: 部長, 局長, 課長). Rows include 人事課 (1-3 省略, 4 服務に関する事務) and 行政事務 (9 行政管理に関する事務).

項 及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項 の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

5 秘書広報統括監の職にある者の服務に関する事務等に係るこの表6の部5の項(2)、6の項、8の項及び9の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「企画振興部長」とする。

6 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、

同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

(1)～(19) 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (知事, 専決者: 部長, 局長, 課長). Rows include 人事課 (1-3 省略, 4 服務に関する事務) and 行政事務 (9 行政管理に関する事務).

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市 町 振 興 課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 許認可等に関すること。 (1) 中核市の指定に係る同意(第252条の24第2項_____) (2)~(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		2 省略				
		3 勧告、命令、選任等に関すること。 (1) 協議会設置等の勧告(第252条の2の2第4項、第252条の7第3項、第252条の14第3項、第252条の16の2第3項) (2)~(7) 省略				
		4~6 省略				
		2~17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市 町 振 興 課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 許認可等に関すること。 (1) 中核市等の指定に係る同意(第252条の24第2項、第252条の26の4) (2)~(4) 省略				
		(5) 一部事務組合の規約の変更の届出の受理(第286条第2項)				—
		(6) 一部事務組合の解散の届出の受理(第288条)				—
		(7) 省略				
		(8) 広域連合の規約の変更の届出の処理(第291条の3第3項、第5項)				—
		(9) 広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)の規約の変更の届出の処理(第291条の3第4項、第5項)				—
		(10) 省略				
		(11) 省略				
		2 省略				
		3 勧告、命令、選任等に関すること。 (1) 協議会設置等の勧告(第252条の2第4項、第252条の7第3項、第252条の14第3項_____) (2)~(7) 省略				
		4~6 省略				
2~17 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行 革 分 権 課	1~6 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行 革 分 権 課	1~6 省略					

7 行政 管理に 関する 事務	1 事務事業の改善に関するこ と。			
	(1) 重要なもの		—	
	(2) 軽易なもの			—

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合 政策課	1～3 省略				
	4 棚田 地域振 興法の 施行に 関する 事務	1 都道府県棚田地域振興計画 の作成（第6条第1項、第7 項）	—		
		2 都道府県棚田地域振興計画 の作成及び変更に関する関係 市町の意見聴取（第6条第4 項、第8項）			—
		3 都道府県棚田地域振興計画 の変更（第6条第7項、第8 項）		—	
		4 指定棚田地域の指定及び解 除に係る関係市町との協議 （第7条第2項、第6項）			—
		5 指定棚田地域の指定の解除 に係る意見の具申（第7条第 7項）		—	
		6 指定棚田地域振興活動計画 の作成及び変更についての協 議（第8条第5項、第6項）			—
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
8 省略					
9 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域 政策課	1～10 省略				

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合 政策課	1～3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	8 省略				
	8 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域 政策課	1～10 省略				
	11 総合 交通対	1 総合交通対策の総合企画、 総合調整及び推進	—		

策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	2	総合交通計画の策定	—		
	12 太平洋新国土軸構想の推進に関する事務	1	太平洋新国土軸構想の推進	—	
策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	2	豊予海峡ルート建設推進	—		
	13 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	1	新幹線鉄道の推進及び鉄道網の整備推進	—	
策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	2	海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
交通政策室	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進	—		
		2 総合交通計画の策定	—		
	2 太平洋新国土軸構想の推進に関する事務	1 太平洋新国土軸構想の推進	—		
		2 豊予海峡ルート建設推進	—		
	3 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道網の整備推進	—		
		2 海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	—		

通運輸 に関する 事務					
-------------------	--	--	--	--	--

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				秘書 広報統 括監	局長
秘書課	1 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				秘書 広報統 括監	局長
広報広聴課	1～9 省略				

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
秘書課	1 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
広報広聴課	1～9 省略					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
オリパラ推進室	1 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する事務	1 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				防災安全統括部長	局長
防災危機管理課	1 災害対策基本法の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1・2 省略			
		3 市町防災会議を設置しないこととした旨の報告に係る助言及び勧告（第16条第5項）	—		
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告（第42条第6項、第44条第3項）	—		
		14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 都道府県外広域避難の協議（第61条の5第2項、第3項）	—		
		22 関係市町長との要避難者の受入れの協議（第61条の5第4項）	—		
		23 市町長に対する広域避難の助言（第61条の7第1項）	—		
		24 内閣総理大臣に対する広域避難等の助言の要求（第61条の7第2項）	—		

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				防災安全統括部長	局長
防災危機管理課	1 災害対策基本法の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1・2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			

措置に関する法律の施行に関する事務	(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請等 (第151条第2項、第152条)				
	2 省略				
	3 国民の保護に関する計画に 関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 市町の計画の作成及び変更に係る協議 (第35条第5項、第8項)				
	4 緊急対処保護措置の実施に 関すること。				
	(1)~(13) 省略				
	(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請等 (第151条第1項、第2項、第183条)				
	(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請等 (第151条第2項、第152条、第183条)				
5 省略					

措置に関する法律の施行に関する事務	(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請 (第151条第2項、第152条)				
	2 省略				
	3 国民の保護に関する計画に 関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 市町の計画の作成及び変更に係る協議等 (第35条第5項、第8項)				
	4 緊急対処保護措置の実施に 関すること。				
	(1)~(13) 省略				
	(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請 (第151条第1項、第2項、第183条)				
	(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請 (第151条第2項、第152条、第183条)				
5 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
原子力安全対策課	1 災害対策基本法の施行に関する事務 (原子力災害に係るものに限る。)	1 指定地方公共機関の指定 (第2条第6号)	—		
		2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求に係る協議 (第29条第3項、第30条第3項)			
		6 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求 (第30条第1項、第2項)			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
原子力安全対策課	1 災害対策基本法の施行に関する事務 (原子力災害に係るものに限る。)	1 災害対策基本法の施行に関する事務 (原子力災害に係るものに限る。)			
		1 省略			
		2 省略			
		3 省略			
		4 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求 (第30条第1項、第2項)			
5 市町長等に対する指定地方行政機関等の職員の派遣のあつせん (第30条第1項、第2項)					

7 市町長等 に対する指定 地方行政機関等の職員の派遣 のあつせん（第30条第1項、 第2項 ）				
8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 緊急事態応急対策に関する 指示に係る要請（第55条 _____ _____）				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 都道府県外広域避難の協議 （第61条の5第2項、第3 項）	—			
18 関係市町長との要避難者の 受入れの協議（第61条の5第 4項）	—			
19 市町長に対する広域避難の 助言（第61条の7第1項）	—			
20 内閣総理大臣に対する広域 避難等の助言の要求（第61条 の7第2項）	—			
21 指定公共機関等に対する居 住者等の運送の要請（第61条 の8第1項）	—			
22 指定公共機関等に対する居 住者等の運送の指示（第61条 の8第2項）	—			
23 省略				
24 原子力災害時における市町 の事務の受託等（第69条 _____ _____, 政令第28条）				
25 原子力緊急事態に係る応急 措置の実施（第70条第1項 _____ _____）				
26 省略				
27 省略				

6 内閣総理大臣に対する指定 行政機関等 _____の職員の派遣 のあつせんの要求に係る協議 （第29条第3項、第30条第3 項）				
7 省略				
8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 緊急事態応急対策に関する 指示に係る要請（第55条、原 子力災害対策特別措置法第28 条第1項）				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 原子力災害時における市町 の事務の受託等（第69条、原 子力災害対策特別措置法第28 条第1項、政令第28条）				
18 原子力緊急事態に係る応急 措置の実施（第70条第1項、 原子力災害対策特別措置法第 28条第2項）				
19 省略				
20 従事命令等の決定（第71条 第1項、第81条第1項、政令 第29条、第34条第1項）	—			
21 省略				

28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	原子力災害時における事務 他の都道府県に対する委託 等（第75条_____、政 令第31条）				
32	省略				
33	都道府県外広域一時滞在の 協議（第86条の9第2項、第 3項、第86条の11）				
34	関係市町長との被災住民の 受入れの協議（第86条の9第 4項）				
35	省略				
36	省略				
37	内閣総理大臣に対する広域 一時滞在等の助言の要求（第 86条の12第2項）				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
2～5	省略				

備考 省略

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1～6 省略					
	7 社会福祉法の施行に関する	1 社会福祉法人等に関すること。				

22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	原子力災害時における事務 他の都道府県に対する委託 等（第75条、原子力災害対策 特別措置法第28条第1項、政 令第31条）				
26	省略				
27	都道府県外広域一時滞在の 協議（第86条の9第2項____ ____、第86条の11）				
28	関係市町長との____ ____協議（第86条の9第 4項）				
29	省略				
30	省略				
31	内閣総理大臣に対する広域 一時滞在の助言の要求（第 86条の12第2項）				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	緊急通行車両（緊急自動車 を除く。）の確認（政令第33 条第1項、第2項）				—
2～5	省略				

備考 省略

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1～6 省略					
	7 社会福祉法の施行に関する	1 社会福祉法人に関すること。 (1) 定款の認可（第31条第1項）				—

る事務	(1) 一時評議員等の選任（第42条第2項、第45条の6第2項、第143条第1項）						
	(2) 定款の変更の認可（第45条の36第2項、第139条第1項）						
	(3) 省略						
	(4) 省略						
	(5) 省略						
	(6) 省略						
	(7) 報告の徴収及び立入検査（第56条第1項、第144条）						
	(8) 必要な措置の勧告（第56条第4項、第144条）						
	(9) 勧告に従わない旨の公表（第56条第5項、第144条）						
	(10) 省略						
	(11) 省略						
	(12) 所轄庁等に対する意見の具申（第57条の2第1項、第144条）						
る事務	(2) 一時評議員及び一時役員 の選任（第42条第2項、第45条の6第2項_____）						
	(3) 評議員会の招集の許可（第45条の9第5項）	—					
	(4) 定款の変更の認可（第45条の36第2項_____）						
	(5) 定款変更の届出の受理（第45条の36第4項）						—
	(6) 省略						
	(7) 解散の届出の受理（第46条第3項）						—
	(8) 清算人の届出の受理（第46条の6第4項、第5項）						—
	(9) 清算結了の届出の受理（第47条の5）						—
	(10) 合併の認可（第50条第3項、第54条の6第2項）	—					
	(11) 省略						
	(12) 省略						
	(13) 省略						
(14) 社会福祉充実計画の変更の承認（第55条の3第1項）						—	
(15) 社会福祉充実計画の変更の届出の受理（第55条の3第2項）						—	
(16) 省略							
(17) 報告の徴収及び立入検査（第56条第1項_____）							
(18) 必要な措置の勧告（第56条第4項_____）							
(19) 勧告に従わない旨の公表（第56条第5項_____）							
(20) 勧告に係る措置の命令（第56条第6項）	—						
(21) 業務の停止命令及び役員 の解職勧告（第56条第7 項、第9項）	—						
(22) 省略							
(23) 公益事業又は収益事業の 停止命令（第57条）	—						
(24) 所轄庁 に対する意見の 具申（第57条の2第1項_____）							

	(13) 関係都道府県知事等に対する協力の要請（第57条の2第2項、第144条）								
	(14) 助成（第58条第1項）								
	(15) 省略								
	2 社会福祉事業に関すること。								
	(1) 省略								
	3 省略								
	4 社会福祉主事に係る養成機関及び講習会に関すること。								
	(1) 省略								
	(2) 指定の取消し（社会福祉法施行令第9条）								
8～15	省略								
16	1 障害福祉サービス事業（施設の必要とするものに限る。）及び福祉ホームに関すること。								
	(1) 省略								
	2 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。								
	(25) 関係都道府県知事等に対する協力の要請（第57条の2第2項_____）								
	(26) 助成等（第58条_____）								
	(27) 計算書類等及び財産目録等の届出の受理（第59条）								—
	(28) 省略								
	2 社会福祉事業に関すること。								
	(1) 社会福祉施設の設置及び変更の許可（第62条、第63条）							—	
	(2) 社会福祉事業の経営許可（第67条）							—	
	(3) 省略								
	(4) 改善命令（第71条）							—	
	(5) 許可の取消し等（第72条）							—	
	3 省略								
	4 社会福祉主事に係る養成機関及び講習会に関すること。								
	(1) 省略								
	(2) 変更の承認（社会福祉法施行令（以下この項において「政令」という。）第6条第1項）								—
	(3) 変更の届出の受理（政令第6条第2項）								—
	(4) 報告の受理（政令第7条）								—
	(5) 報告の徴収（政令第8条第1項）								—
	(6) 指示（政令第8条第2項）								—
	(7) 指定の取消し（政令_____第9条）								
8～15	省略								
16	1 障害福祉サービス事業（施設の必要とするものに限る。）及び福祉ホームに関すること。								
	(1) 省略								
	(2) 事業の停止命令等（第82条第2項）								—
	2 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。								

施行に 関する 事務						施行に 関する 事務	(1) 報告の徴収及び立入検査 (第51条の3第1項、第51 条の32第1項)			—	
							(2) 報告の徴収及び立入検査 に係る市町長からの要求の 受理(第51条の32第3項)			—	
							(3) 勧告(第51条の4第1 項、第51条の33第1項)			—	
							(4) 勧告に従わない旨の公表 (第51条の4第2項、第51 条の33第2項)			—	
							(5) 措置命令(第51条の4第 3項、第51条の33第3項)			—	
17 児童 福祉法 の施行 に関す る事務	1 指定障害児事業者等、指定 障害児入所施設等及び指定障 害児相談支援事業者に係る業 務管理体制の整備に関するこ と。					17 児童 福祉法 の施行 に関す る事務	1 指定障害児事業者等、指定 障害児入所施設等及び指定障 害児相談支援事業者に係る業 務管理体制の整備に関するこ と。				
							(1) 報告の徴収及び立入検査 (第21条の5の27第1項、 第24条の19の2、第24条の 39第1項)			—	
							(2) 勧告(第21条の5の28第 1項、第24条の19の2、第 24条の40第1項)			—	
							(3) 勧告に従わない旨の公表 (第21条の5の28第2項、 第24条の19の2、第24条の 40第2項)			—	
17 省略						18 省略					
18 介護 保険法 の施行 に関す る事務	1 指定介護老人福祉施設に関 すること。					19 介護 保険法 の施行 に関す る事務	1 指定介護老人福祉施設に関 すること。				
							(1) 居宅サービス等を行つた 者等に対する報告等の命令 及び質問(第24条第1項)			—	
							(2) 被保険者等に対する報告 の命令等(第24条第2項)			—	
							(3) 報告の徴収及び立入検査 (第90条第1項)			—	
	(1) 省略						(4) 省略				
	(2) 省略						(5) 省略				
							(6) 勧告に係る措置命令(第 91条の2第3項、第4項)			—	
						2 介護サービス事業者(社会 福祉法人である介護サービス 事業者に限る。)に係る業務 管理体制の整備に関するこ と。					

19	省略								
20	省略								

備考 この表20の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
薬務衛生課	1～14	省略				
	15 クリーニング業法の施行に関する事務	1 省略				
		2 省略				
		3 免許証の訂正(クリーニング業法施行令第1条第2項)				—
		4 免許証の再交付(クリーニング業法施行令第1条第3項)				—
		5 他都道府県で受けた免許の取消しの認定(クリーニング業法施行令第2条)			—	

20	省略								
21	省略								

備考 この表21の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
薬務衛生課	1～14	省略				
	15 クリーニング業法の施行に関する事務	1 クリーニング師の免許及び登録(第6条、第8条第1項)				—
		2 省略				
		3 省略				
		4 クリーニング師の免許の取消(第12条)			—	

16～27 省略						
-------------	--	--	--	--	--	--

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障がい福祉課	1～7 省略					
	8 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	1 省略				
		2 特定行為業務の登録等の公示（長寿介護課の所管に属するものを除く。）（第48条の8、附則第27条第2項）				
		3 登録研修機関に関すること（第3号研修に係るものに限る。）				
		(1) 登録の更新（附則第16条第1項）				
		(2) 適合命令及び改善命令（附則第21条、第22条）				
	(3) 公示（附則第24条）					
	4 認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託（第3号研修に係るものに限る。）（附則第12条第1項）					
9～11 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長

16～27 省略						
-------------	--	--	--	--	--	--

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障がい福祉課	1～7 省略					
	8 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	1 省略				
		2 特定行為業務の登録等の公示（長寿介護課の所管に属するものを除く。）（第48条の8、附則第20条第2項）				
		3 登録研修機関に関すること（第3号研修に係るものに限る。）				
		(1) 登録（附則第4条第2項）				
		(2) 登録の更新（附則第9条第1項）				
		(3) 登録事項の変更の届出の受理（附則第11条）				
		(4) 業務規程の届出及び変更届出の受理（附則第12条第1項）				
		(5) 業務の休廃止の届出の受理（附則第13条）				
		(6) 適合命令及び改善命令（附則第14条、第15条）				
	(7) 登録の取消し等（附則第16条）					
	(8) 公示（附則第17条）					
	(9) 報告の徴収及び立入検査（第19条、第20条、附則第18条）					
	4 認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託（第3号研修に係るものに限る。）（附則第5条第1項）					
9～11 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長

長 寿 介 護 課	1～4 省略						
	5 社会 福祉士 及び介 護福祉 士法の 施行に 関する 事務	1 省略					
		2 特定行為業務の登録等の公示（老人福祉法及び介護保険法に規定する事業を行う事業者に関するものに限る。）（第48条の8、 <u>附則第27条第2項</u> ）					
		3 登録研修機関に関すること（第1号研修及び第2号研修に係るものに限る。）。					
		(1) 登録の更新（ <u>附則第16条第1項</u> ）					
		(2) 適合命令及び改善命令（ <u>附則第21条、第22条</u> ）					
		(3) 公示（ <u>附則第24条</u> ）					
		4 認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託（第1号研修及び第2号研修に係るものに限る。）（ <u>附則第12条第1項</u> ）					
		6～26 省略					

長 寿 介 護 課	1～4 省略						
	5 社会 福祉士 及び介 護福祉 士法の 施行に 関する 事務	1 省略					
		2 特定行為業務の登録等の公示（老人福祉法及び介護保険法に規定する事業を行う事業者に関するものに限る。）（第48条の8、 <u>附則第20条第2項</u> ）					
		3 登録研修機関に関すること（第1号研修及び第2号研修に係るものに限る。）。					
		(1) 登録（ <u>附則第4条第2項</u> ）	—				
		(2) 登録の更新（ <u>附則第9条第1項</u> ）					
		(3) 登録事項の変更の届出の受理（ <u>附則第11条</u> ）				—	
		(4) 業務規程の届出及び変更届出の受理（ <u>附則第12条第1項</u> ）				—	
		(5) 業務の休廃止の届出の受理（ <u>附則第13条</u> ）				—	
		(6) 適合命令及び改善命令（ <u>附則第14条、第15条</u> ）					
(7) 登録の取消し等（ <u>附則第16条</u> ）	—						
(8) 公示（ <u>附則第17条</u> ）							
(9) 報告の徴収及び立入検査（ <u>第19条、第20条、附則第18条</u> ）				—			
4 認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託（第1号研修及び第2号研修に係るものに限る。）（ <u>附則第5条第1項</u> ）							
6～26 省略							

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
ね ん り ん び つ	1 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
ね ん り ん び つ	1 省略				

ク 推 進 課						
------------------	--	--	--	--	--	--

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
經 営 支 援 課	1～12 省略					

ク 推 進 室						
------------------	--	--	--	--	--	--

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
經 営 支 援 課	1～12 省略					
	13 独立	1 中小企業高度化資金借入希望状況報告（高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則（平成16年7月29日付け規程16第30号。以下この部において「機構準則」という。）第11条第2項、高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則（平成16年7月29日付け要領16第12号。以下この部において「機構細則」という。）第31条第2項）				
		2 中小企業高度化資金の借入申請（機構準則第14条、第22条、第29条）				
		3 中小企業高度化資金の貸付決定変更申請（機構準則第16条、第24条、第31条）				
		4 中小企業高度化資金の事業認定申請（機構準則第20条）				
		5 共同施設事業等の着工届（機構準則第28条）				
		6 貸付等条件の変更申請（機構準則第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項、第39条第4項、第40条第5項、機構細則第34条、第36条、第38条、第40条、第42条）				
		7 違約金の免除申請（機構準則第44条第2項、機構細則第49条）				
		8 償還金の免除申請（機構準則第47条第3項、第48条第3項、第48条の2第2項、機構細則第55条、第59条、第60条の2）				

13	省略					
14	省略					
15	省略					
16	省略					
17	省略					

9	徴収停止申請（機構準則第49条第4項、機構細則第61条）					
14	独立行政法人中小企業基盤整備機構に對する貸付金の貸付けに関する事務	1 貸付条件の変更（高度化事業に係る都道府県からの資金の借入れに関する取扱要領（平成16年11月24日付け要領第81号。以下この部において「機構要領」という。）第13条第1項）				
		2 貸付金の繰上げ償還の請求（機構要領第14条第2項）				
		3 違約金等の免除（機構要領第16条）				
		4 償還金等の免除（機構要領第18条第1項、第19条第1項、第19条の2第1項、第2項）				
15	省略					
16	省略					
17	省略					
18	省略					
19	省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農産園芸課	1～9 省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農産園芸課	1～9 省略					
	10	社団法人愛媛県園芸振興基金協会（昭和47年3月27日に社団法人愛媛県加工原料みかん価格安定基金協会という名称で	1 業務対象年間の短縮の承認（社団法人愛媛県園芸振興基金協会業務方法書（以下この部において「業務方法書」という。））			
		2 交付準備金残額の次期造成額への充當の承認（業務方法書）				

10	野菜生産出荷安定法の施行に関する事務	1 野菜指定産地の指定等に係る意見の具申（第4条第4項、第6条第3項、第7条第2項）							
		2 野菜指定産地の指定等の申出（第5条、第6条第3項、第7条第2項）							
		3 生産出荷近代化計画の樹立及び変更（第8条第1項、第6項、第9条）							
		4 生産出荷近代化計画の樹立又は変更に関する関係市町等の意見聴取（第8条第5項、第9条第2項）							—
		5 出荷の安定を図るための勧告（第15条）							—
11	省略								
12	省略								
13	省略								
14	省略								
15	省略								

		設立された法人をい <u>う。</u> ）に関する事務							
11	野菜生産出荷安定法の施行に関する事務	1 指定消費地域に対する出荷の安定を図るための勧告（第59条）							
		2 野菜指定産地の指定の申出（第5条_____）							
		3 生産出荷近代化計画の樹立、変更及び公表（第8条_____、第9条）							
12	省略								
13	省略								
14	省略								
15	省略								
16	省略								

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～6 省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～6 省略				
	7 愛媛県山林種苗需給調整要綱（昭和46年12月3日制定）の施行に関する事務	1 山行苗の需給計画の樹立（第12条）			—
		2 種苗の生産計画の樹立（第4条）			—
8	省略				
9	省略				
10	省略				

10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1～9 省略				
	10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事務	1 町に対する縦覧の要請（第11条第1項、第5項、第170条第1項、第5項、第183条第2項） 2 裁判所に対する意見の具申等（第41条の2第3項、第4項、第138条、第187条） 3 総会等の招集（第98条第5項、第161条第5項、第214条第5項） 4 解任の請求に係る投票の実施（第98条第6項、第161条第6項、第214条第6項） 5 センターに対する協力要請（第101条第2項、第163条第2項、第216条第2項）			—

11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1～9 省略				
	10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事務	1 マンション建替組合に関すること。 (1) 設立の認可（第9条第1項、第14条第1項） (2) 事業計画の縦覧及び意見書の処理（第11条第1項から第3項まで、第5項） (3) 理事長の氏名等の届出の処理（第25条第1項、第2項） (4) 定款等の変更の認可（第14条第1項、第34条第1項、第2項） (5) 解散の認可（第38条第4項、第6項） (6) 設立の認可の取消し（第38条第6項） (7) 裁判所に対する意見の具申等（第41条の2第3項、第4項） (8) 決算報告書の承認（第42条） 2 個人施行者のマンション建替事業に関すること。 (1) 施行の認可（第45条第1項、第49条第1項） (2) 規準等の変更の認可（第49条第1項、第50条第1項、第2項）			—

						(3) 規約の認可(第51条第3項、第7項)	—		
						(4) 一般承継等の届出の処理(第51条第6項、第7項)			—
						(5) 審査委員の選任の承認(第53条第1項)			—
						(6) 廃止の認可(第49条第1項、第54条第1項、第3項)	—		
						3 権利変換手続等に関すること。			
						(1) 権利変換計画の認可及び変更の認可(第57条第1項、第66条)	—		
						(2) 管理規約の認可(第94条第1項、第3項)			—
						4 マンション建替事業の監督に関すること。			
						(1) 報告の徴収等(第97条第1項)			—
						(2) 措置命令(第97条第2項)	—		
						(3) 検査(第98条第1項、第2項)			—
						(4) 組合のした処分の取消し等(第98条第3項)	—		
						(5) 組合の設立の認可の取消し(第98条第4項)	—		
						(6) 総会等の招集(第98条第5項)			—
						(7) 解任の請求に係る投票の実施(第98条第6項)			—
						(8) 議決等の取消し(第98条第7項)			—
						(9) 個人施行者のした処分の取消し(第99条第1項)	—		
						(10) 個人施行者の施行の認可の取消し(第99条第2項、第3項)	—		
						5 除却する必要があるマンションに係る特別の措置に関すること。			
						(1) 除却の必要性に係る認定(第102条第1項、第3項)	—		
						(2) 指導、助言及び指示(第104条第1項、第2項)			—
						(3) 指示に従わない場合の公表(第104条第3項)			—

							(4) 買受計画の認定及び変更の認定(第109条第1項、第111条第1項)	—			
							(5) 報告の徴収等(第114条第1項、第2項)				—
							(6) 勧告に従わない場合の公表(第114条第3項)				—
							6 マンション敷地売却組合に関すること。				
							(1) 設立の認可(第120条第1項、第123条第1項)	—			
							(2) 定款等の変更の認可(第134条)				—
							(3) 解散の認可(第137条第4項、第5項)	—			
							(4) 設立の認可の取消し(第137条第5項)	—			
							(5) 裁判所に対する意見の具申等(第41条の2第3項、第4項、第138条)				—
							(6) 決算報告書の承認(第42条、第138条)				—
							(7) 分配金取得計画の認可(第141条第1項)	—			
							7 マンション敷地売却事業の監督に関すること。				
							(1) 報告の徴収等(第160条第1項)				—
							(2) 措置命令(第160条第2項)	—			
							(3) 検査(第161条第1項、第2項)				—
							(4) 処分の取消し等(第161条第3項)	—			
							(5) 設立の認可の取消し(第161条第4項)	—			
							(6) 総会等の招集(第161条第5項)				—
							(7) 解任の請求に係る投票の実施(第161条第6項)				—
							(8) 議決等の取消し(第161条第7項)				—
11	マンションの管理の適正化の推進に関する法	1	マンション管理適正化推進計画に関すること。								
			(1) 作成及び変更(第3条の2第1項、第5項)	—							
			(2) 関係地方公共団体等に対する協力要請(第3条の2第6項)	—							

律の施行に関する事務	2 管理計画の認定等に関する事務の委託（第5条の12第1項、第4項）	—							
	3 マンション管理適正化推進行政事務の処理に関する町長との協議（第104条の2第2項）	—							
12 省略									
13 省略									
14 省略									
15 省略									
16 省略									
17 省略									
18 省略									
19 省略									
20 省略									
21 省略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（土木事務所各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(20)の27 省略</p> <p>(20)の28 障害者総合支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること</p>	<p>（土木事務所各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>上島架橋建設課</u></p> <p>(1) <u>上島架橋建設事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他工務に関すること。</u></p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(20)の27 省略</p> <p>(20)の28 障害者総合支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施</p>

_____。
_____。
_____。

⑳の28の2 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第3項及び第51条の32第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること（_____中予地方局に限る。）。

⑳の28の3 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第4項及び第51条の32第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること（_____中予地方局に限る。）。

⑳の29 障害者総合支援法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に関すること_____。

⑳の30 障害者総合支援法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること_____。

⑳の31 障害者総合支援法第51条の4第3項及び第51条の33第3項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること（_____同法第51条の4第4項及び第51条の33第4項の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の32～⑳の41 省略

⑳の42 障害者総合支援法第51条の32第3項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理に関すること_____。

⑳の43 障害者総合支援法第51条の32第4項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知に関すること_____。

⑳の44 障害者総合支援法第51条の33第5項の規定に基づく指定相談支援事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知に関すること_____。

⑳の45～⑳の26 省略

⑳の27 介護保険法第115条の33第1項及び旧介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の

設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。

⑳の28の2 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第3項及び第51条の32第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除き、中予地方局に限る。）。

⑳の28の3 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第4項及び第51条の32第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除き、中予地方局に限る。）。

⑳の29 障害者総合支援法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。

⑳の30 障害者総合支援法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。

⑳の31 障害者総合支援法第51条の4第3項及び第51条の33第3項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るもの及び同法第51条の4第4項及び第51条の33第4項の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の32～⑳の41 省略

⑳の42 障害者総合支援法第51条の32第3項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

⑳の43 障害者総合支援法第51条の32第4項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

⑳の44 障害者総合支援法第51条の33第5項の規定に基づく指定相談支援事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定相談支援事業者に係るものを除く。）。

⑳の45～⑳の26 省略

⑳の27 介護保険法第115条の33第1項及び旧介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の

徴収及び立入検査に関すること _____

_____。

(57)の28 介護保険法第115条の33第3項及び旧介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関すること _____

_____。

(57)の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること _____

_____。

(57)の30 介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関すること _____

_____。

(57)の31 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること _____

_____。

(57)の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること (_____

_____介護保険法第115条の34第4項及び旧介護保険法第115条の34第4項の規定に基づく公示を除く。) 。

(57)の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること _____

_____。

(58)～(68)の32 省略

(69) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第2項(同法第24条の4第1項、第25条第6項及び第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく身分証明書の交付に関すること(保健所に属する職員に交付する場合に係るものに限る。) 。

(70)～(79) 省略

(80) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の6第1項及び第2項(同法附則第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登録^{かくたん}嗜好吸引等事業者等の登録事項の変更及び業務の廃止の届出の受理に関すること。

徴収及び立入検査に関すること (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。) 。

(57)の28 介護保険法第115条の33第3項及び旧介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関すること (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。) 。

(57)の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。) 。

(57)の30 介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関すること (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。) 。

(57)の31 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。) 。

(57)の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除き、介護保険法第115条の34第4項及び旧介護保険法第115条の34第4項の規定に基づく公示を除く。) 。

(57)の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。) 。

(58)～(68)の32 省略

(69) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第2項(同法第24条の4第1項 _____及び第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく身分証明書の交付に関すること(保健所に属する職員に交付する場合に係るものに限る。) 。

(70)～(79) 省略

(80) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の6第1項及び第2項(同法附則第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登録^{かくたん}嗜好吸引等事業者等の登録事項の変更及び業務の廃止の届出の受理に関すること。

<p>(81) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7（同法附則第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録略痰吸引等事業者等の登録の取消し等に関すること。</p> <p>(82) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法附則第27条第2項において準用する同法第19条及び第20条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(83) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法附則第27条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(84) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付に関すること。</p> <p>(85) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第4項の規定に基づく特定行為の業務の停止等に関すること。</p> <p>(86) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者の登録に関すること。</p> <p>(87～(101) 省略</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(81) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7（同法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録略痰吸引等事業者等の登録の取消し等に関すること。</p> <p>(82) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法附則第20条第2項において準用する同法第19条及び第20条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(83) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法附則第20条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(84) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付に関すること。</p> <p>(85) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第4項の規定に基づく特定行為の業務の停止等に関すること。</p> <p>(86) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者の登録に関すること。</p> <p>(87～(101) 省略</p> <p>4～6 省略</p>
--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第3（第4条関係）						別表第3（第4条関係）					
局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者					局長	専決者	
				部 長	課 長	主 幹					部 長
地域福祉課	1～28 省略					地域福祉課	1～28 省略				
	29 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	1 登録略痰吸引等事業者に関すること。					29 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	1 登録略痰吸引等事業者に関すること。			
	(1) 省略				(1) 省略						
	(2) 省略				(2) <u>登録事項の変更及び業務の廃止の届出の受理（第48条の6第1項、第2項）</u>						—
					(3) <u>登録の取消し等（第48条の7）</u>			—			
					(4) <u>報告の徴収及び立入検査（第19条、第20条第1項、第48条の9）</u>						—
				(5) 省略							

	2 認定特定行為業務従事者に関すること。				
	(1) 認定特定行為業務従事者認定証の交付（ <u>附則第11条第1項</u> ）				
	(2) 特定行為の業務の停止等（ <u>附則第11条第4項</u> ）				
	(3) 省略				
	3 登録特定行為事業者に関すること。				
	(1) 登録（ <u>附則第27条第1項</u> ）				
	(2) 身分を示す証明書の交付（ <u>第20条第2項、附則第27条第2項</u> ）				
30・31 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
生活衛生課	1～12 省略				
生活衛生課	13 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事務	1 身分証明書の交付（ <u>第24条第2項、第24条の4第1項、第25条第6項、第33条第2項</u> ）			

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
生活衛生課	1～12 省略				
生活衛生課	13 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事務	1 身分証明書の交付（ <u>第24条第2項、第24条の4第1項</u> _____、 <u>第33条第2項</u> ）			

14 省略				
-------	--	--	--	--

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1～20 省略				

備考 1・2 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
建設課	1～3 省略			

備考 1 建設企画課、河川港湾課、道路課
 又は大洲・八幡浜自動車道建設課においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」、「道路課」
 又は「大洲・八幡浜自動車道建設課」として、同表の規定を適用する。
 2・3 省略

14 省略				
-------	--	--	--	--

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1～20 省略				

備考 1・2 省略

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表4の部1の項(3)、2の項、3の項(3)、5の項、6の項(3)、7の項から9の項まで及び10の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
建設課	1～3 省略			

備考 1 建設企画課、河川港湾課、道路課、上島架橋建設課
 又は大洲・八幡浜自動車道建設課においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」、「道路課」、「上島架橋建設課」又は「大洲・八幡浜自動車道建設課」として、同表の規定を適用する。
 2・3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(所長の専決事項)

第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12) 省略

(13) 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項、第5項及び第7項の規定による周辺の生活環境の保全等に係る必要な指導、助言、報告の徴収及び立入検査等に関すること。

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

2 前項第20号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1 省略			
	2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。		
		(1) 調査の結果の報告の受理(第18条の15第6項)		—
		(2) 省略		
	(3) 省略			
	(4) 省略			
	6～8 省略			
3～17 省略				

備考 省略

(所長の専決事項)

第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

2 前項第19号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1 省略			
	2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) 省略		
	(3) 省略			
	6～8 省略			
	3～17 省略			

備考 省略

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(職務)

第3条 省略

2 省略

3 危機管理調整監は、所長の命を受け、大規模災害時等における

(職務)

第3条 省略

2 省略

健康危機管理対策に係る事務を処理する。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

(愛媛県公印規程の一部改正)

第3条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p style="padding-left: 20px;">省略</p> <p style="padding-left: 20px;">防災安全統括部長印</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>秘書広報統括監印</u></p> <p style="padding-left: 20px;">省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公印名</th> <th style="width: 50%;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災安全統括部長印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>秘書広報統括監印</u></td> <td>総合政策課長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公印の種類</th> <th style="width: 50%;">寸 法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災安全統括部長印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>秘書広報統括監印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略		防災安全統括部長印	省略	<u>秘書広報統括監印</u>	総合政策課長	省略		公印の種類	寸 法 方(ミリメートル)	職印		省略		防災安全統括部長印	省略	<u>秘書広報統括監印</u>	<u>20</u>	省略		<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p style="padding-left: 20px;">省略</p> <p style="padding-left: 20px;">防災安全統括部長印</p> <p style="padding-left: 20px;">省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公印名</th> <th style="width: 50%;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災安全統括部長印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公印の種類</th> <th style="width: 50%;">寸 法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災安全統括部長印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略		防災安全統括部長印	省略			省略		公印の種類	寸 法 方(ミリメートル)	職印		省略		防災安全統括部長印	省略	省略	
公印名	管守者名																																										
省略																																											
防災安全統括部長印	省略																																										
<u>秘書広報統括監印</u>	総合政策課長																																										
省略																																											
公印の種類	寸 法 方(ミリメートル)																																										
職印																																											
省略																																											
防災安全統括部長印	省略																																										
<u>秘書広報統括監印</u>	<u>20</u>																																										
省略																																											
公印名	管守者名																																										
省略																																											
防災安全統括部長印	省略																																										
省略																																											
公印の種類	寸 法 方(ミリメートル)																																										
職印																																											
省略																																											
防災安全統括部長印	省略																																										
省略																																											

省略		省略	
----	--	----	--

(愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県動物愛護センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の委任)</p> <p>第3条 所長に委任する事務(松山市の区域における第1号から第13号まで、第15号から第19号まで、第22号から第29号まで及び第33号から第38号まで(第33号から第36号までについては、特定動物に関する部分に限る。)に掲げる事務を含む。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) <u>法第25条第2項から第4項までの規定による周辺の生活環境の保全等に係る必要な措置の勧告及び措置命令</u> <u>を</u> <u>すること。</u></p> <p>(15)~(40) 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) <u>法第25条第1項、第5項及び第7項の規定による周辺の生活環境の保全等に係る必要な指導、助言、報告の徴収及び立入検査等</u> <u>を</u> <u>すること。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第3条 所長に委任する事務(松山市の区域における第1号から第13号まで、第15号から第19号まで、第22号から第29号まで及び第33号から第38号まで(第33号から第36号までについては、特定動物に関する部分に限る。)に掲げる事務を含む。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 法第25条 _____ の規定による周辺の生活環境の保全等に係る必要な<u>指導、助言、措置の勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査等</u> <u>を</u> <u>すること。</u></p> <p>(15)~(40) 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p>

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第5条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1(第3条関係)</p> <p><u>1~4</u> 省略</p> <p><u>5</u> <u>営業統括部長</u></p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> <u>秘書広報統括監</u></p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p> <p><u>16</u> 省略</p> <p><u>17</u> 省略</p>	<p>別表1(第3条関係)</p> <p>1~4 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p>

- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略
- 25 省略

- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第6条 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 営業本部は、本部長、<u>営業統括部長</u>、営業部長、営業副部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>営業統括部長は、営業統括部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに<u>、営業本部を代表する。</u></p> <p>2 <u>営業統括部長は、知事の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業本部の事務を統轄し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、<u>本部長及び営業統括部長を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長及び営業統括部長共に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>4 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、<u>営業部長を補佐する</u>。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 営業本部は、本部長_____、営業部長、営業副部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、<u>営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。</u></p> <p>2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長_____を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、<u>本部長に事故</u>があるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、<u>営業部長を補佐し、本部長及び営業部長共に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p>

(愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正)

第7条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程(令和3年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1(第3条関係)</p> <p>1 <u>営業統括部長</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>秘書広報統括監</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p>	<p>別表1(第3条関係)</p> <p>1 <u>営業本部長</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>

12 省略
13 省略
14 省略
15 省略

11 省略
12 省略
13 省略
14 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令

愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（研修区分） 第10条 研修は、階層別研修、 <u>ステージアップ研修</u> 、 <u>ビジネススキル向上研修</u> 、指導者養成研修、 <u>復帰支援研修</u> 、出前講座、市町職員研修及び部局研修の区分によつて行う。	（研修区分） 第10条 研修は、階層別研修、ステージアップ研修_____、指導者養成研修_____、出前講座、市町職員研修及び部局研修の区分によつて行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																														
別表第2 （第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～22 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">23 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ズボン</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td><u>1</u></td> <td><u>年間</u></td> <td><u>3年</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24～37 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～22 省略						23 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの	省略					ズボン	省略				ヘルメット	<u>1</u>	<u>年間</u>	<u>3年</u>		省略					24～37 省略						別表第2 （第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～22 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">23 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ズボン</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24～37 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～22 省略						23 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの	省略					ズボン	省略									省略					24～37 省略					
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																																										
1～22 省略																																																																															
23 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの	省略																																																																														
	ズボン	省略																																																																													
	ヘルメット	<u>1</u>	<u>年間</u>	<u>3年</u>																																																																											
	省略																																																																														
24～37 省略																																																																															
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																																										
1～22 省略																																																																															
23 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの	省略																																																																														
	ズボン	省略																																																																													
	省略																																																																														
24～37 省略																																																																															

38	林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略				
39～49	省略					

38	復興監及び林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略				
39～49	省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県次期給与システム用サーバ機器等一式の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
愛媛県次期給与システム用サーバ機器等 一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 借入期間
令和4年11月1日(火)から令和9年10月31日(日)まで
- (5) 借入場所
仕様書等による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札に参加する資格として営業種別「その他」、か

つ、「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。

- (3) 借入物品に係る納入及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県総務部総務管理局人事課給与係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2178
 - (2) 入札書の受領期限
令和4年5月11日(水)午後2時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
令和4年4月15日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる問合せ先に連絡のあった者に郵送等により交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和4年5月11日(水)午後2時
愛媛県庁第二別館1階総務部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
ア 受付期間
令和4年4月18日(月)までの執務時間中(令和4年4月

18日(月)午後5時15分必着)

イ 受付方法

原則郵便(書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Server equipment for the Ehime prefectural payroll system , etc . , 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 11th May 2022

(3) For further information , please contact: Payroll Section , Personnel Division , General Affairs and Administration Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2178

○公告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和4年4月1日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

新建設事業総合管理システム要件整理・基本設計委託業務

(2) 業務内容

新建設事業総合管理システム要件整理・基本設計委託業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書(以下「説明書」という。)による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中に

ない者であること。

ウ 技術提案書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)である場合は除く。

親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

エ 公告日から過去10年以内に、国又は都道府県と契約し、完結又は履行中である愛媛県建設事業総合管理システムと同種の情報システム(公共事業の執行に係る予算情報、契約情報及び業者情報等を総合的に管理するシステムをいう。以下同じ。)の企画、設計若しくは開発業務に従事した実績を有する者。

オ 本業務の責任者である管理技術者について、本業務の公告日以前に受託者と雇用関係にある者で、以下の(ア)の実績を有しかつ(イ)、(ウ)又は(エ)の資格要件のいずれかを有する者であること。

(ア) 公告日から過去10年以内に、国又は都道府県と契約し、完結又は履行中である愛媛県建設事業総合管理システムと同種の情報システムの企画、設計若しくは開発業務に従事した実績を有する者。

(イ) 経済産業省が実施する情報処理技術者試験のうち、ITストラテジスト試験(旧制度による同等の試験を含む。)に合格している者。

(ウ) 経済産業省が実施する情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャ試験(旧制度による同等の試験を含む。)に合格している者。

(エ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門が総合技術管理部門(選択科目を「情報工学」とする者に限る。)である者。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 業務の実施方針

本業務の理解度・実施方針、スケジュール、プロジェクト管理

イ 業務の実施手順

現状把握・課題整理の実施手順、システム化計画書策定の実施手順、業務改善支援の実施手順、調達仕様書作成支援の実施手順

ウ 業務の実施体制

管理技術者の経験年数・実績・保有資格等、担当技術者の経験年数・実績・保有資格等、業務の実施体制

エ その他

企業の実績、事務効率化や業務改善等に資する追加提案

オ 見積価格

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室入札監視グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2227

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和4年4月1日(金)から4月11日(月)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年4月11日(月)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年5月12日(木)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室入札監視グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2227

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Requirements definition and basic design necessary for the development of a new system that comprehensively manages the execution of construction work

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 11 April, 2022
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 12 May, 2022

(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Tender Management Group, Administrative Policy Management Office, Administrative Reform and Decentralization Division, Administrative and Financial Reform Subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2227

FAX 089 912 2237

e-mail gyouseikanri@pref.ehime.lg.jp

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(組織) 第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。			(組織) 第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
管理部	省略		管理部	省略	
	文化財保護課			文化財保護課	埋蔵文化財係
	省略			省略	
省略			省略		
2～5 省略			2～5 省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

管理部文化財保護課埋蔵文化財係長	管理部文化財保護課埋蔵文化財グループ担当係長
------------------	------------------------

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 213

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5 (第4条関係) 医療職群(□)級別職務区分表			別表第5 (第4条関係) 医療職群(□)級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
7級		局付 検査部長 放射線部長 省略	7級		局付 _____ _____ 省略
備考 省略			備考 省略		

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第2条関係) 省略	別表 (第2条関係) 省略 公益財団法人えひめ地域政策研究センター(平成12年4月1

省略

日に財団法人えひめ地域政策研究センターという名称で設立された法人をいう。))

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1242

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係)			別表第10(第3条関係)		
級 別 職 務 区 分 表			級 別 職 務 区 分 表		
1 行政職給料表級別職務区分表			1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
6 級	知事の事務部局	省略	6 級	知事の事務部局	省略
		<u>サイクリング誘客推進監(6 級)</u>			<u>サイクリング普及調整監(6 級)</u>
		省略			省略
		地方局土木事務所用地課長			東予地方局今治土木事務所用地課長
		省略			南予地方局八幡浜土木事務所用地課長
		省略			省略
	省略			省略	
警察の事務部局		<u>監査統括官</u>	警察の事務部局		
		本部課次長		本部課次長	
		省略			省略
7 級	知事の事務部局	省略	7 級	知事の事務部局	省略
		<u>サイクリング誘客推進監(7 級)</u>			<u>サイクリング普及調整監(7 級)</u>
		省略			省略
	省略			省略	
8 級	知事の事務部局	省略	8 級	知事の事務部局	省略
					<u>秘書広報統括監</u>
		省略			省略
		福祉総合支援センター所長			福祉総合支援センター所長
		<u>危機管理調整監</u>			
		省略			省略
	省略			省略	
9 級	知事の事務部局	省略	9 級	知事の事務部局	省略
		営業本部長			営業本部長

	営業統括部長 省略 特命担当部長 秘書広報統括監 省略
省略	

	_____ 省略 特命担当部長 _____ 省略
省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7級	省略 _____ 省略
8級	省略 _____ 省略
省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7級	省略 科学捜査研究所長（7級） 省略
8級	省略 科学捜査研究所長（8級） 省略
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	警察の事務 部局	科学捜査研究所長 科学捜査研究所副所長（5級）

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	警察の事務 部局	_____ 科学捜査研究所副所長（5級）

4 省略

4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務 部局	省略 _____ 省略
	省略	
7級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長 家畜病性鑑定所長

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務 部局	省略 家畜病性鑑定所長 省略
	省略	
7級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長 _____

6～8 省略

6～8 省略

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務 部局	省略 営業本部長	1種	知事の事務 部局	省略 営業本部長	1種

<p>営業統括部長 省略 特命担当部長 秘書広報統括監 省略 省略 衛生環境研究所長 危機管理調整監 省略</p>			<p>省略 省略 特命担当部長 省略 秘書広報統括監 省略 衛生環境研究所長 省略 省略</p>		
<p>省略 サイクリング誘客推進監 省略</p>	3種		<p>省略 サイクリング普及調整監 省略</p>	3種	
<p>省略 地方局土木事務用地課長 省略 農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所長 家畜病性鑑定所長</p>	4種		<p>省略 地方局土木事務用地課長（大洲土木事務所を除く。） 省略 農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所長 省略</p>	4種	
<p>省略 中予地方局健康福祉環境部健康増進課医監 省略 省略</p>	5種		<p>省略 東予地方局健康福祉環境部健康増進課医監 南予地方局健康福祉環境部健康増進課医監 省略 家畜病性鑑定所長 省略</p>	5種	
<p>省略</p>			<p>省略</p>		
<p>警察の事務部局 省略 監察官 監査統括官 省略 省略</p>	3種		<p>警察の事務部局 省略 監察官 省略 省略</p>	3種	
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>(係の設置)</p> <p>第4条 課に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">課</th> <th style="width:85%;">係の名称</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立病院課</td> <td>管理係、企画係、指導係、施設係</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">名称</th> <th style="width:25%;">位置</th> <th style="width:50%;">所管業務</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width:15%;">愛媛県松山 発電工水管 理事務所</td> <td style="width:15%;">省略</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td>発電管理課</td> <td>発電係、保守第一係、保守第二係</td> </tr> <tr> <td>用水管理課</td> <td>管理係、給水係、施設係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課	係の名称	省略		県立病院課	管理係、企画係、指導係、施設係	名称	位置	所管業務	省略						省略			愛媛県松山 発電工水管 理事務所	省略		発電管理課	発電係、保守第一係、保守第二係	用水管理課	管理係、給水係、施設係	省略			<p>(係の設置)</p> <p>第4条 課に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">課</th> <th style="width:85%;">係の名称</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立病院課</td> <td>管理係、企画係、指導係</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">名称</th> <th style="width:25%;">位置</th> <th style="width:50%;">所管業務</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県今治地区工業 用水道管理事務所</td> <td>今治市</td> <td>今治地区の工業用水の供給及び工業用水道施設の管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width:15%;">愛媛県松山 発電工水管 理事務所</td> <td style="width:15%;">省略</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td>業務課</td> <td>発電係、保守第一係、保守第二係、給水係、施設係</td> </tr> <tr> <td>用水管理課</td> <td>管理係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課	係の名称	省略		県立病院課	管理係、企画係、指導係	名称	位置	所管業務	省略			愛媛県今治地区工業 用水道管理事務所	今治市	今治地区の工業用水の供給及び工業用水道施設の管理に関すること。	省略			愛媛県松山 発電工水管 理事務所	省略		業務課	発電係、保守第一係、保守第二係、給水係、施設係	用水管理課	管理係	省略		
課	係の名称																																																								
省略																																																									
県立病院課	管理係、企画係、指導係、施設係																																																								
名称	位置	所管業務																																																							
省略																																																									
省略																																																									
愛媛県松山 発電工水管 理事務所	省略																																																								
	発電管理課	発電係、保守第一係、保守第二係																																																							
	用水管理課	管理係、給水係、施設係																																																							
省略																																																									
課	係の名称																																																								
省略																																																									
県立病院課	管理係、企画係、指導係																																																								
名称	位置	所管業務																																																							
省略																																																									
愛媛県今治地区工業 用水道管理事務所	今治市	今治地区の工業用水の供給及び工業用水道施設の管理に関すること。																																																							
省略																																																									
愛媛県松山 発電工水管 理事務所	省略																																																								
	業務課	発電係、保守第一係、保守第二係、給水係、施設係																																																							
	用水管理課	管理係																																																							
省略																																																									

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																														
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">職務の級 給料表区分</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> <tr> <th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(□) (1~7)</td> <td>省略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>局付 検査部長 放射線部長 省略</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係)</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:70%;">公 職</th> <th style="width:30%;">区 分</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。) 検査部長</td> <td>4種</td> </tr> </table>	職務の級 給料表区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	級	級	級	級	級	級	級	級	級	省略										医療職給料表(□) (1~7)	省略						局付 検査部長 放射線部長 省略			省略										公 職	区 分	省略		省略 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。) 検査部長	4種	<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">職務の級 給料表区分</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> <tr> <th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(□) (1~7)</td> <td>省略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>局付</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>省略</td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係)</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:70%;">公 職</th> <th style="width:30%;">区 分</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。)</td> <td>4種</td> </tr> </table>	職務の級 給料表区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	級	級	級	級	級	級	級	級	級	省略										医療職給料表(□) (1~7)	省略						局付			省略							省略			公 職	区 分	省略		省略 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。)	4種
職務の級 給料表区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																					
	級	級	級	級	級	級	級	級	級																																																																																																						
省略																																																																																																															
医療職給料表(□) (1~7)	省略						局付 検査部長 放射線部長 省略																																																																																																								
省略																																																																																																															
公 職	区 分																																																																																																														
省略																																																																																																															
省略 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。) 検査部長	4種																																																																																																														
職務の級 給料表区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																						
	級	級	級	級	級	級	級	級	級																																																																																																						
省略																																																																																																															
医療職給料表(□) (1~7)	省略						局付																																																																																																								
省略							省略																																																																																																								
公 職	区 分																																																																																																														
省略																																																																																																															
省略 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。)	4種																																																																																																														

放射線部長			
省略		省略	
省略		省略	

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(企業出納員)</p> <p>第3条 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 事業所のうち、発電工水管理事務所にあつては総務課長、工業用水道管理事務所</p> <p>_____にあつては管理課長、県立病院(以下「病院」という。)にあつては事務局長</p>	<p>(企業出納員)</p> <p>第3条 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次の各号に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 事業所のうち、発電工水管理事務所にあつては総務課長、今治地区工業用水道管理事務所にあつては管理グループ担当係長(管理者が命ずるものに限る。)、西条地区工業用水道管理事務所にあつては管理課長、県立病院(以下「病院」という。)にあつては事務局長</p>

(愛媛県県営工業用水道供給規程の一部改正)

第4条 愛媛県県営工業用水道供給規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																										
<p>(給水区域)</p> <p>第3条 工業用水道の給水区域は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金及び特定料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する金額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">今治地区工業用水道</td> <td rowspan="3">第1種</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>10円85銭</td> <td rowspan="6">第1種は今治市(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)の地域の需要者に、第2種はその他の地域の需要者に適用する。</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>21円70銭</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>10円85銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>11円90銭</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>23円80銭</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>11円90銭</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	単位	金額	備考	省略					今治地区工業用水道	第1種	基本料金	1立方メートル当たり	10円85銭	第1種は今治市(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)の地域の需要者に、第2種はその他の地域の需要者に適用する。	超過料金	1立方メートル当たり	21円70銭	特定料金	1立方メートル当たり	10円85銭	第2種	基本料金	1立方メートル当たり	11円90銭	超過料金	1立方メートル当たり	23円80銭	特定料金	1立方メートル当たり	11円90銭	省略					<p>(給水区域)</p> <p>第3条 工業用水道の給水区域は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 今治地区工業用水道 今治市及びその周辺工業地帯</p> <p>(3) 省略</p> <p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金及び特定料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する金額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">今治地区工業用水道</td> <td rowspan="3">第1種</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>10円85銭</td> <td rowspan="6">第1種は今治市(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)の地域の需要者に、第2種はその他の地域の需要者に適用する。</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>21円70銭</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>10円85銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種</td> <td>基本料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>11円90銭</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>23円80銭</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>11円90銭</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	単位	金額	備考	省略					今治地区工業用水道	第1種	基本料金	1立方メートル当たり	10円85銭	第1種は今治市(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)の地域の需要者に、第2種はその他の地域の需要者に適用する。	超過料金	1立方メートル当たり	21円70銭	特定料金	1立方メートル当たり	10円85銭	第2種	基本料金	1立方メートル当たり	11円90銭	超過料金	1立方メートル当たり	23円80銭	特定料金	1立方メートル当たり	11円90銭	省略				
名称	区分	単位	金額	備考																																																																							
省略																																																																											
今治地区工業用水道	第1種	基本料金	1立方メートル当たり	10円85銭	第1種は今治市(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)の地域の需要者に、第2種はその他の地域の需要者に適用する。																																																																						
		超過料金	1立方メートル当たり	21円70銭																																																																							
		特定料金	1立方メートル当たり	10円85銭																																																																							
	第2種	基本料金	1立方メートル当たり	11円90銭																																																																							
		超過料金	1立方メートル当たり	23円80銭																																																																							
		特定料金	1立方メートル当たり	11円90銭																																																																							
省略																																																																											
名称	区分	単位	金額	備考																																																																							
省略																																																																											
今治地区工業用水道	第1種	基本料金	1立方メートル当たり	10円85銭	第1種は今治市(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)の地域の需要者に、第2種はその他の地域の需要者に適用する。																																																																						
		超過料金	1立方メートル当たり	21円70銭																																																																							
		特定料金	1立方メートル当たり	10円85銭																																																																							
	第2種	基本料金	1立方メートル当たり	11円90銭																																																																							
		超過料金	1立方メートル当たり	23円80銭																																																																							
		特定料金	1立方メートル当たり	11円90銭																																																																							
省略																																																																											

2～4 省略
(書類の様式等)

第29条 省略

2 前項の書類は、発電工水管理事務所長又は工業用水道管理事務所長を經由するものとする。

2～4 省略
(書類の様式等)

第29条 省略

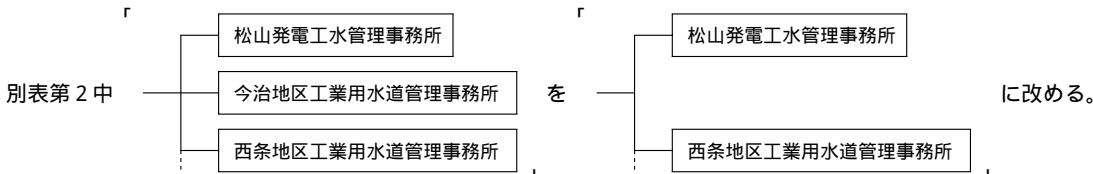
2 前項の書類は、発電工水管理事務所長、工業用水道管理事務所長又は工業用水道建設事務所長を經由するものとする。

(愛媛県公営企業工業用水道事業用電気工作物及び病院事業用電気工作物保安規程の一部改正)

第5条 愛媛県公営企業工業用水道事業用電気工作物及び病院事業用電気工作物保安規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It contains Article 22 and Annex 1, detailing inspection procedures and facility lists for industrial water supply.



附則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
2 この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

Table mapping old positions to new positions. Old positions include 愛媛県松山発電工水管理事務所業務課発電係長, 愛媛県松山発電工水管理事務所業務課保守第一係長, and 愛媛県松山発電工水管理事務所業務課保守第二係長. New positions are 愛媛県松山発電工水管理事務所発電管理課発電係長, 愛媛県松山発電工水管理事務所発電管理課保守第一係長, and 愛媛県松山発電工水管理事務所発電管理課保守第二係長.

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第4号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(発電工水管理事務所各課の所掌事務)</p> <p>第2条 愛媛県発電工水管理事務所(以下「発電工水管理事務所」という。)の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>発電管理課</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他発電 _____ に関すること。</p> <p>用水管理課</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設の操作に関すること。</u></p> <p>(9) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設その他附帯施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>水量メーターの点検及び検査に関すること。</u></p> <p>(11) <u>水質の測定に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(工業用水道管理事務所の所掌事務)</p> <p>第3条 愛媛県工業用水道管理事務所(以下「工業用水道管理事務所」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 工業用水道の利用促進に関すること _____</p> <p>(6)~(15) 省略</p>	<p>(発電工水管理事務所各課の所掌事務)</p> <p>第2条 愛媛県発電工水管理事務所(以下「発電工水管理事務所」という。)の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>業務課</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設の操作に関すること。</u></p> <p>(3) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設その他附帯施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>水量メーターの点検及び検査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>水質の測定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他発電及び工業用水に関すること。</u></p> <p>用水管理課</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(工業用水道管理事務所の所掌事務)</p> <p>第3条 愛媛県工業用水道管理事務所(以下「工業用水道管理事務所」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>工業用水道の利用促進に関すること(西条地区工業用水道管理事務所に限る。)</u></p> <p>(6)~(15) 省略</p>

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代決者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所長の権限に属する事務</td> <td>所長</td> <td>課長又は支所長 _____</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	区分	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長 _____	省略	省略			省略				省略	<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代決者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所長の権限に属する事務</td> <td>所長</td> <td>課長又は支所長(今治地区工業用水道管理事務所にあつては、所長が指定した職員)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	区分	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長(今治地区工業用水道管理事務所にあつては、所長が指定した職員)	省略	省略			省略				省略
区分			決裁者	代決者																																	
	第1次代決者	第2次代決者																																			
所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長 _____	省略																																		
	省略																																				
省略																																					
省略																																					
区分	決裁者	代決者																																			
		第1次代決者	第2次代決者																																		
所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長(今治地区工業用水道管理事務所にあつては、所長が指定した職員)	省略																																		
	省略																																				
省略																																					
省略																																					

備考

1 省略

2 省略

別表第2 (第4条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
総務課	1~8 省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
発電管理課	1 発電 _____ _____ _____ _____ _____ に関する事務	1 省略		
		2 その他発電_____に関する こと。		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用水管理課	1 用水 事業に に関する 事務	1~7 省略		
		8 取水、浄水、送水及び配水の 施設の操作に関すること。	—	
		9 取水、浄水、送水及び配水の 施設その他附帯施設の維持管理 に関すること。	—	
		10 水量メーターの点検及び検査 に関すること。	—	

備考1 今治地区工業用水道管理事務所におけるこの表の規定
の適用については、同表発電工水管理事務所及び工業用
水道管理事務所における決裁区分の欄中「課長」とある
のは、「所長」とする。

2 省略

3 省略

別表第2 (第4条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
総務課	1~8 省略			

備考1 省略

2 今治地区工業用水道管理事務所においては、この表組
織名の欄中「総務課」とあるのは「今治地区工業用水道
管理事務所」と、同表決裁区分の欄中「課長」とあるの
は「所長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
業務課	1 発電 及び工 業用水 事業に に関する 事務	1 省略		
		2 取水、浄水、送水及び配水の 施設の操作に関すること。	—	
		3 取水、浄水、送水及び配水の 施設その他附帯施設の維持管理 に関すること。	—	
		4 水量メーターの点検及び検査 に関すること。	—	
		5 水質の測定に関すること。	—	
		6 その他発電及び工業用水に関 すること。		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用水管理課	1 用水 事業に に関する 事務	1~7 省略		

11	水質の測定に関すること。	—	
12	省略		

8	省略		
---	----	--	--

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	
管理課	1 工業用水事業に関する事務	1～4 省略			
		5 工業用水道の利用促進に関すること_____。 _____。			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	
管理課	1 工業用水事業に関する事務	1～4 省略			
		5 工業用水道の利用促進に関すること(西条地区工業用水道管理事務所に限る。)			

備考 今治地区工業用水道管理事務所においては、この表組織名の欄中「管理課」とあるのは、「今治地区工業用水道管理事務所」として、同表の規定を適用する。

別表第3 (第4条関係)

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分						
			専決者			専決者			
			院長	事務局長	課長	主幹	事務局長		
総務課	1 省略								
	2 人事管理に関する事務	1 院内職員の身分及び服務に関すること。							
		(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等(職員の海外出張及び院長の県外出張を除く。)							
		ア 院長、事務局長、看護部長、事務局次長、検査部長、放射線部長、薬剤部長又は薬剤長、課長及び技師長に係るもの							
	イ・ウ 省略								

別表第3 (第4条関係)

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分					
			専決者			専決者		
			院長	事務局長	課長	主幹	事務局長	
総務課	1 省略							
	2 人事管理に関する事務	1 院内職員の身分及び服務に関すること。						
		(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等(職員の海外出張及び院長の県外出張を除く。)						
		ア 院長、事務局長、看護部長、事務局次長_____、薬剤部長又は薬剤長、課長及び技師長に係るもの						
	イ・ウ 省略							

	(2) 省略								
	2 ~ 4 省略								
3 ~ 10 省略									

備考 省略

	(2) 省略								
	2 ~ 4 省略								
3 ~ 10 省略									

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第23号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年4月1日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 岡 村 重 治

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで